◆◇水道事業認可を変更◆◇

浄水場の統廃合を推進します

水道局は、阪神水道企業団からの受水量増量が今年3月に決定したこと、また川上ダム建設から撤退することをうけ、水道事業認可の変更を行いました。今後、浄水場の統廃合などを計画的に進めていきます。

問合せは経営管理グループ（0798・32・2204）へ。

経営環境の変化を踏まえ事業認可を変更

本市の現在の水道施設は、昭和30年代から40年代に建設されたものが大半で、まもなく更新時期を迎えるため、今後、ばく大な更新費用が必要になります。一方、利便性や整った住環境などにより市の人口は増加していますが、一人あたりの使用水量は年々減少しており、また、企業や公共施設においても節水が進んでいることから、水道料金収入の伸びは期待できない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、水道局は、昨年3月に平成30年度までの将来像を見据えた「西宮市水道ビジョン」を策定しました。そして、その中で挙げた施策を実施するため、今年4月1日に、厚生労働省から水道事業の認可変更を受けました。

水源を変更し、浄水場の統廃合へ

新しい事業認可では、水源および水源水量を変更しています（図1参照）。これは、淀川を水源とする阪神水道企業団の構成4市（西宮・神戸・尼崎・芦屋市）の配分水量の見直しにより、西宮市の受水量の増量にめどが立ったことで、安定した水源を淀川に求めるために参画していた三重県の川上ダム建設からの撤退が可能になったためです。

これにより、本市は安全性の高い高度浄水処理水の安定的な水量を確保できることになります。また、改正された水質基準に対応するために鯨池浄水場に導入を予定していた高度浄水処理施設は不要になり、浄水場の能力にも余裕が生じます。このため、南部地域の6つの浄水場を鳴尾浄水場に統廃合し、市内の浄水場を北部地域の丸山浄水場と合わせて2つにする計画にしています（図2参照）。

統廃合後の浄水場

鳴尾浄水場は、良質な地下水が水源であり、現在でも水質基準を十分満たすことができますが、より安全性を高めるため紫外線処理を追加する計画です。また、北部地域の丸山浄水場の施設は比較的新しいため、現状を維持しますが、将来、丸山貯水池の富栄養化など水質が変動した場合、粒状活性炭ろ過施設を追加する計画です。

経営基盤の強化へ向けて

このたび、水源の課題が解決することで、浄水場の統廃合が可能になり、長期的に健全な財政運営を維持することができると考えています。水道局は、今後も安全な水を安定的にお届けできるよう施設の整備を計画的に実施していきます。

また、これまでも経営の効率化を図るため、組織機構の簡素化・効率化、事業の見直しなどを実施してきました。これにより、平成19年度末現在の職員数は10年度末に比べ47人減になっていますが、今後も浄水場の統廃合とあわせて事業の見直しを図り、職員の適正な配置等を進めていきます。

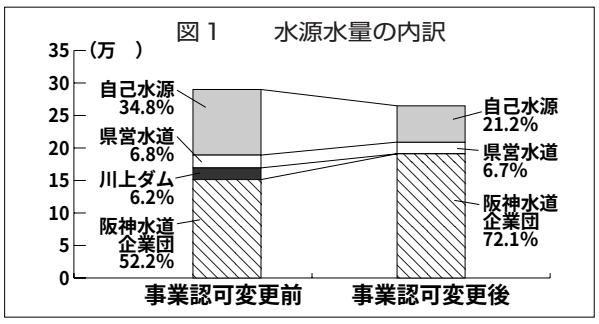

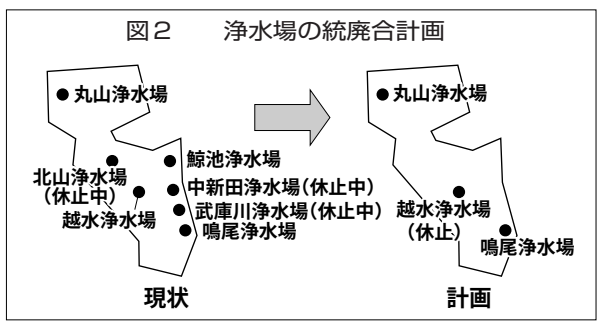

「平成20年度水質検査計画」を策定

安全な水道水をお届けします

～最大186項目を検査～

水道局は、水道法で定められた水質基準に適合した安全な水道水を皆さんにお届けするため、厳しい水質管理を実施しています。

その一環として行う水質検査について、適正化と透明性を確保するため、平成20年度水質検査計画を策定しました。同計画は、水道局の窓口またはホームページでご覧になれます。

問合せは水質試験所（0798・51・6262）へ。

北山貯水池での水源調査の様子

《水質検査計画とは》

水質検査計画は、水道水が水質基準に適合していることを確認し、品質を保証するためのもので、法に基づく水質検査だけでなく、水源から浄水場、配水管路、家庭の蛇口まで、品質管理のために行う水質検査も合わせ、検査項目や検査地点および検査頻度などを定めています。

なお、水質基準に関する省令が改正され、平成20年4月1日から水道法に基づく水質基準項目に塩素酸が追加されることになったため、20年度の水質検査計画はこれに対応した内容になっています。

《検査内容》

毎日検査は、市内12地点に自動水質監視装置を設置し、24時間連続して色度、濁度および残留塩素を監視しています。

毎月検査は、市内13地点の給水栓（蛇口）と浄水場の原水・浄水31地点で、一般細菌や大腸菌など最大24項目を検査します。水質基準項目51項目を含む全項目検査は、市内13地点の給水栓（蛇口）と浄水場の原水・浄水27地点で、最大186項目を年4回検査します。

また、水道水の安全性を確保するためには、水源から蛇口までの総合的な水質管理が必要です。水源である河川・貯水池の調査や監視を行うとともに、他の水道事業体や関係団体とともに関係機関への要望活動などを行い、水質異常時には迅速に対応できるよう緊密な連携体制を整備しています。

高齢者世帯を対象に

水道設備の無料点検を実施

申込受付は6月30日まで

6月1日から7日までは「水道週間」です。水道局は、水道週間行事の一環として、高齢者世帯の水道設備（給水装置）の無料点検を実施します。

対象は65歳以上の人のみで構成されている世帯です。

点検には、水道局職員または西宮市水道サービス協会職員が訪問し、漏水の有無の確認と蛇口のコマパッキンの取替えを行います。なお、シングルレバー栓・シャワー栓などは水道局で対応できないため、希望があれば市の指定工事事業者（有料）を紹介します。

【申込】5月12日～6月30日（土・日曜を除く）の午前9時～午後5時半に電話で無料点検受付窓口（0798・32・4000…申込受付期間のみ開設）へ

※7月以降の申込は有料になります

悪質な訪問販売にご注意ください！

水道局の職員や委託業者を装って、浄水器の購入や水質検査などをすすめる強引な訪問販売や電話勧誘が多発しています。不審に思ったときは、水道局職員証の提示を求めるか、水道局電話受付センター（下囲み参照）へお問い合わせください。

なお、不要なものを購入した場合でも、契約書面を受け取った日から8日以内なら無条件で契約解除（クーリングオフ）できます。

契約のトラブルについては消費生活センター（0798・64・0999）へご相談を。

水道局からのお知らせ

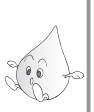

水道料金・下水道使用料 基本料金の免除制度について

上・下水道の基本料金を免除する制度があります。対象により申請窓口が異なります。問合せは水道局電話受付センター（左囲み記事参照）へ。

《対象および申請窓口》

◎身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aを持っている人が在宅している家庭または療育手帳B1と身体障害者手帳3級の両方を持っている人が在宅している家庭…「水道ご使用量等のお知らせ」、身体障害者手帳、療育手帳、印鑑を持参し、障害福祉課（市役所本庁舎1階）へ申請を

◎在宅老人介護手当または家族介護慰労金を受給している家庭…「水道ご使用量等のお知らせ」、印鑑を持参し、高齢福祉グループ（市役所本庁舎3階）へ申請を

水道料金の支払いに口座振替のご利用を

口座振替の申込は、各金融機関・郵便局の窓口で受け付けています。検針時に配布している「水道ご使用量等のお知らせ」または「水道料金等請求書」と預金通帳、届け印を持参してください。

問合せは水道局電話受付センター（左囲み記事参照）へ。

水道工事費の貸付・助成

赤水が出たり水の出が悪い古い鋼管や鉛管の取替工事には、貸付・助成制度があります。問合せは水道局給水装置課（0798・32・2230）へ。

●貸付制度…配水管分岐部から蛇口までの標準工事費を貸付。30万円以内。無利子。20カ月以内の元金均等月賦償還

●助成制度…配水管分岐部から水道メーター宅地内側約30㌢までの標準工事費の2分の1を助成。10万円以内

希望者はご連絡を 斑状歯の検診・治療を受け付けています

水道局は、斑状歯の認定検診と治療の受付を行っています。これまでに検診を受けた人でも未検診の歯があれば受診できます。すでに斑状歯手帳を持っている人は、手続き終了後、希望するときに治療を受けることができます。

対象や治療方法には一定の基準がありますので、希望者は水道総務課（0798・32・2233）へご連絡ください。

水道局電話受付センター

土・日曜、祝日も受付

☎0798・32・2201
☎0797・61・1703
☎078・904・2481

水道局電話受付センターは転居に伴う水道の使用開始・中止の申込や使用者名義の変更、故障や漏水に伴う修繕などを受け付けています。

《受付時間》

午前8時45分～午後8時（土・日曜、祝日は5時半）